

令和4年4月臨時会 文教厚生常任委員会記録

令和4年4月13日（水）

場所：鳥栖市議会 第2委員会室

目 次

令和4年4月13日（水）	7 頁
--------------------	-----

令和4年4月臨時会日程

日次	月日	摘 要
第1日	4月13日(水)	審査日程の決定 議案審査 こども育成課審査 議案乙第15号 〔説明、質疑〕 議案審査 議案乙第15号 〔総括、採決〕

4月臨時会付議事件

1 市長提出議案

[令和4年4月13日付託]

議案乙第15号令和4年度鳥栖市一般会計補正予算（第1号） [可決]

[令和4年4月13日委員会議決]

令和4年4月13日（水）

1 出席委員氏名

委員長 藤田昌隆

副委員長 中川原豊志

委員 成富牧男

委員 飛松妙子

委員 永江ゆき

委員 樋口伸一郎

委員 田村弘子

2 欠席委員氏名

なし

3 説明のため出席した者の職氏名

健康福祉みらい部長 古賀達也

地域福祉課長補佐兼地域福祉係長 岡本澄久

こども育成課長 林康司

こども育成課保育幼稚園係長 脇友紀子

こども育成課子育て支援係長 野中潤二

こども育成課鳥栖いづみ園長 豊住佐知子

4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主査 松雪望

5 日程

審査日程の決定

こども育成課審査

議案乙第15号令和4年度鳥栖市一般会計補正予算（第1号）

[説明、質疑]

議案審査

議案乙第15号令和4年度鳥栖市一般会計補正予算（第1号）

[総括、採決]

6 傍聴者

なし

7 その他

なし

まして、こども育成課分について、健康福祉みらい部関係委員会資料にて御説明申し上げます。

委員会資料の3ページをお願いいたします。

今回の補正につきましては、令和3年度に実施しております子育て世帯等臨時特別支援事業におきまして、令和4年3月31日までに支給できなかった給付予定者に対して引き続き給付金の支給を行うためのものがございます。

この子育て世帯等臨時特別支援事業の給付金につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、子育て世帯を支援する観点から実施し、当初、令和3年度中の予算対応ということで予定をしておりました。

しかしながら、令和4年4月以降の支出については、出納整理期間での支出は認められず、新年度の予算で措置する必要がある旨の通知が年度末にあったことから、今回改めて予算をお願いするものがございます。

事業内容の支給対象者といたしまして、令和4年3月31日までに出生した児童を養育している方、または先行給付金等の基準日より後の離婚等によって、新たに対象児童の養育者となっているにもかかわらず、給付金を受け取れなかった方となっております。

給付額につきましては、児童1人当たり10万円でございます。

事業費につきましては、子育て世帯への臨時特別給付金900万円。

これは対象見込み児童数を90人と見込んでおり、内訳といたしましては、年度末、申請時の人数を45人、離婚世帯の児童数を45人といたしております。

また、事務費といたしましては、通信運搬費及び振込手数料として1万7,000円を計上させていただきます。

予算科目について御説明いたします。戻って2ページをお願いいたします。

歳入から説明いたします。

款16国庫支出金、項2国庫補助金、目2民生費国庫補助金、節2児童福祉費国庫補助金の子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金につきましては、子育て世帯等臨時特別支援事業に対する国庫補助金で、補助率は10分の10でございます。

続きまして、歳出でございます。

款3民生費、項2児童福祉費、目4子育て世帯等臨時特別支援事業費でございます。

節11役務費につきましては、給付に関する通知等の郵便代及び給付金の振込手数料でございます。

節18負担金、補助及び交付金につきましては、子育て世帯への臨時特別給付金でございます。

以上で説明を終わります。

藤田昌隆委員長

執行部の説明が終わりました。これより質疑を行います。

樋口伸一郎委員

3ページをお願いします。

事業内容の対象者のところ、②についてですけど、離婚等によってってところがあるんですけど、その離婚等の「等」はどこまで含まれるか、どこまで含まれるかというか、その詳細を教えてくださいんですけど、離婚した世帯だけなのか、離婚以外に何かあればその詳細を教えてください。

林康司 ども育成課長

「等」につきましては、一定の基準の協議中——実際、離婚調停中とか、そういったところの方を含んでいるものでございます。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。

そしたら、離婚をもう既にされてある世帯については、手続上必要な流れとか書類とかは、明確に説明できそうなんですけど、今言われた調停中とかまだ離婚までっていないんですけど、別々に過ごされておるような世帯については、違う手続が必要なのかっていうところ、それと違う手続が必要であれば、どういった書類とかが他に必要なのか教えてください。全く一緒であれば、どのようにして区別するかを併せて教えてください。

林康司 ども育成課長

離婚が成立された方につきましては、住民票等や課税証明書等で要件のほうを確認いたします。あと戸籍謄本とかですね。

調停中の方につきましては、そういった裁判所等に出されてある書類などで確認させていただきますし、うちに相談をいただいている方で、対象者とかは把握をさせていただいているものでございます。

樋口伸一郎委員

その調停中のところまでの範疇は分かりましたけど、最後のお尋ねは、例えば、裁判というか調停を現在は行っておらず、中長期も3年、5年ですよ、別々に過ごされて、離婚を前提にしとるが、調停等を行わずに、ダメージも大きいから行わずに、お互いの示談というか、両方で協議の上、離婚をすると。

ただ、これが数年にわたり、もう別々に暮らしてるから、例えば母親のほうの家計を圧迫していると。そういった状態、いわゆる調停まで至ってないけれども、もう完全に別居して数年に及んで、離婚を前提にしているというような世帯は、これには入らないということになりますかね。

林康司こども育成課長

各家庭の御事情によるかと思えますけれども、そもそも児童手当の受給者に対してですので、その整理がその御家族の中でどうされてあるか。前提条件にはなっております。

樋口伸一郎委員

分かりました。ありがとうございます。

藤田昌隆委員長

ほかには。

成富牧男委員

同じく今の対象者の②のところですけど、前も尋ねましたけれども、国の考え方、これはこれでいいんですよ、これ、いいこと。だけど、本来もらうべきでない夫の方、過去、夫であった人とか、それはもうもらいっぱなしの状態ですよ。それはどうにもならないですか。それ全然変わってないんですか、今回。

林康司こども育成課長

その取扱いにつきましては、変わっておりません。基本的に求めることは考えていないというところで事務手続等も聞いております。

成富牧男委員

それでは、考え方ですね。これ、ちょっと本当はおかしかったりしないかなとか思われますか。

林康司こども育成課長

そもそも離婚なりのときに、この給付金の趣旨をきちんと考えていただいて、渡していただければ、それはよかったかなと思います。

成富牧男委員

そういう、本来もらうべきでない人がもらって、それがそのまま回収されるわけでもない、そういう、国がもうそれしょうがないって言いよるわけ？しょうがないって言い方は乱暴な言い方やけど、そういう考え方、税金はだから二重にある意味行きよるわけやね。そこんところですよ。

それは、本当は窓口である私たちとしても、いかがなものかと思っておられるんでしょうか、どうですか。

林康司こども育成課長

正直、おっしゃっていただいたように、税金でございますので、本来なら、二重払いにならないような制度設計は必要かなと思います。

成富牧男委員

ぜひいろいろな機会を見て、上のほうに言ってください。

中川原豊志委員

関連ですけど。

例えば、新たに支援金の対象になったという奥様がいらっしゃって申請に来られたと。本当は前の御主人に払っているんですけども、もらってませんか、前の御主人から。もらっとったら給付の対象になりませんかというぐらいはっきり、窓口で対応はされる予定ですかというところを確認したい。

林康司こども育成課長

今回の申請につきましては、もともとの基準日の9月30日以降、離婚されてある方へは、うちのほうから通知を出させていただいております。それと、あと相談をいただいている方につきましては、今回、支援給付金という名称になっているんですけども、その中にきちんと子供のために給付した金額が使われた、使われていないというようなチェック項目がございますので、そこで確認をさせていただいております。

中川原豊志委員

きちんと、まずはそこはやっぱりやるべきだと。強いて言うなら、使っていない、もらっていないって言いながらもらって、もらっていないにして、本当に二重払いするぐらいの人もおるかもしれん。ですから、そういうことが極力ないようなチェックは、ぜひやっていただきたいなと思います。

藤田昌隆委員長

いいですか。

これ非常にプライベートな部分に入って、果たして市がそこまで関与せないかんのか、踏み込んだらいかんような気もするんですね、半分。

しかし、さっき成富議員が言ったように、これ税金ですからね。ですから、あんた、前回旦那さんにちゃんと10万円渡したじゃんち。今度離婚したけんって、私もらってませんからって今度奥さんに二重払いになると。色々話したときに、ここは一番大きな問題ということですから、これは国から市に来てるんで、一応ね、国に対してはおかしいというのは私は言うべきであってね、だってこれ税金ですよ、税金。

だから、ぜひその辺も考えてね、なかなか支給者に対して、あんたもろうたろうもん、もらっとらんやろうもんっていうのは難しいかもしれんけど、国に対しては、きちんとこういう問題がありますと、こういう大きな声がありますというのを、ぜひ発してほしいというふうに私は思います。

以上です。

中川原豊志委員

国庫支出金からの補助残で、令和4年度にまた新たに計上するんやけれども、この予算というのはもともと令和3年度の予算に組み込んだ分だと思うんですよね。だから、令和3年度の補正はもう減額できないんで、最終的には決算の時点で相殺するという考えでよろしいですか。

林康司 子育て課長

国の予算の中で、そこは、相殺という形になるか分かりませんが、令和3年度の方は不用額として落とさせていただきます。令和4年度も、給付対象者も少し多めに見させていただいておりますので、令和4年度の事業として、また3月なりに令和4年度の決算ということでもさせていただきますようになります。

飛松妙子 委員

いつまでの受け付けになりますでしょうか。

林康司 子育て課長

4月28日までの受け付けとさせていただきます。

こちらの日付につきましては、そもそも3月31日までに出生した児童、申請をそこまでしております。

それに合わせて、申請期限を設定させていただきます。

飛松妙子 委員

ありがとうございます。

では、18歳までの今までの人数と、支給の人数はどのくらいあったのか、90人って想定されていらっしゃるんですが、実際支給対象とならない人数の方もいらっしゃるのかというのは分かるのでしょうか。

林康司 子育て課長

今回の給付金につきましては、総見込み数は1万4,000人と見込ませていただいております。年度内3月31日までに支給ができた人数といたしましては、合計で1万3,527人でございます。数字につきましては、既に離婚世帯の方の分、12世帯28人分も含んでおります。

あと離婚世帯につきましては、28世帯、御案内をさせていただいておりますけれども、そのうち12世帯、申請いただいております。うち2世帯につきましては、児童にも使ったということで、不支給という処理をさせていただいております。残りの未申請の14世帯につきましては、再度申請については、電話等で確認を取ってまいりたいと考えております。

飛松妙子 委員

その14世帯の方とは連絡が取れて話合いができる状態なんですか。

林康司 子育て課長

児童手当の切替え等の相談をされてある方ということで、電話等がつかない場合は通知等させていただきたいと思いますが、年度内での支給まで、それから、先週までには、離婚世帯での申請は今あってはございません。もう既にもらわれている——申請も一手間かかりますので、そういったところでされていない可能性もあるかなというのは、捉えております。

飛松妙子委員

分かりました。

藤田昌隆委員長

ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑を終わります。

続きまして総括、採決に入りますので、準備のため暫時休憩をいたします。

午前11時6分休憩

oo

午前11時14分開会

藤田昌隆委員長

再開いたします。

oo

総 括

藤田昌隆委員長

これより総括を行いたいと思いますが、何か総括的に御意見がありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

[発言する者なし]

それでは、総括は終わります。

oo

採 決

藤田昌隆委員長

それでは、これより採決を行います。



議案乙第15号令和4年度鳥栖市一般会計補正予算（第1号）

藤田昌隆委員長

議案乙第15号令和4年度鳥栖市一般会計補正予算（第1号）について採決を行います。

本案中、当文教厚生常任委員会に付託された関係分につきましては、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なしと」呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって本案中、当文教厚生常任委員会に付託されました関係分につきましては、原案のとおり可決いたしました。



藤田昌隆委員長

これもちまして、令和4年4月臨時会の文教厚生常任委員会を閉会いたします。

午前11時15分散会

鳥栖市議会委員会条例第29条の規定によりここに押印する。

鳥栖市議会文教厚生常任委員長 藤 田 昌 隆